

高知県教育委員会 会議録

平成23年3月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成23年3月30日(水) 16:30

閉会 平成23年3月30日(水) 19:30

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島	一久
	委員	久松	朋水
	委員	北添	紀子
	委員	竹島	晶代
	委員	八田	章光
	委員(教育長)	中澤	卓史
欠席委員			なし

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東	好男
〃	教育次長	池	康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤	津矢子
〃	教育政策課長	黒沼	一郎
〃	総務福利課長	稲垣	正順
〃	高等学校課長	藤中	雄輔
〃	生涯学習課長	濱田	久美子
〃	文化財課長	片岡	博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷	好孝
〃	生涯学習課企画監	渡辺	憲弘
〃	教育政策課課長補佐	岡村	一良
	教育政策課教育企画担当チーフ	中島	勝海(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中	健(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 3月臨時委員会を開催する。
 教育長 (提案説明)

【付議第1号 知事の事務の委任に関する協議議案(教育政策課)】

○教育政策課長説明

○質疑

教育長	国会の日程はどうなっているか。(子ども手当の関連法案は)可決されそうか。
事務局	分からない。
教育長	子ども手当は時限立法であり、期限が到来すれば児童手当に戻る。そうならないよう何か月か延長する作業を国会でやっているもの。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案(総務福利課)】

○総務福利課長説明

○質疑

教育長	新図書館整備課は、県の保健衛生総合庁舎の1Fに配置される。県から4、市から3の計7人が同じ部屋で仕事することとなる。
委員長	愛媛大学への派遣は、契約書を交わすような手続きとなるか。
事務局	文科省や政策研究大学院大学などは東京事務所併任という位置付けができるが、鳴門教育大学や愛媛大学などの場合、このような規定(教育センター県外留学生駐在所)となる。
委員長	新図書館整備課の総括は誰がやるのか。
教育長	県・市別々の組織がひとつの部屋で連携しながら仕事をする形。高知駅周辺都市整備事業を行う際と同様の形になる。
委員長	科学館も市はそこでやるのか。
教育長	そうなる。
委員長	教育センターの分掌である情報教育に関する専門的事項の指導はなくなるのか。
事務局	教育政策課に移行し、そこでまとめて支援する。

委員長 事務局	教育政策課の今の体制はどうか。 担当1名。来年度はチーフと担当の2名体制。教育センターにも情報教育は残るが、研修が中心となる。
委員長 事務局	情報教育は進めていかなければならない分野。体制の強化が必要。一時情報教育推進課で対応したときもあったが、その後、教育センターに業務が移っていた。近年、国の補正予算などで動いており、そうした対応もあって強化した。
委員長	また、教育政策課は戦略的な部分を担うが、県立高校を所管する高等学校課などとも連携する。ネットワーク型の体制を組んで行きたい。
委員長	体制の強化をお願いする。指導方法の改善など活発な取組を期待したい。本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】

○高等学校課長説明

○質疑

委員 事務局	県立高等学校再編計画第3次実施計画とは具体的にどんなものか。 平成21.12月に策定された、専門高校の学科再編等を盛り込んだ計画である。
委員	具体的な案件は、今回の伊野商業の学科改編と宿毛高校大月分校の廃止の2件か。
事務局	そう。
委員	資料6pの「キャリア教育の取組み」における「基本的な生活習慣や礼儀作法をしっかりと身に付けさせる」という部分、企業の立場から言えば一番の基本だと思う。昨年訪問した広島商業高校もそこがきちんとしており、就職率100%の実績につながっている要因だと感じた。 目標達成のための組織づくりや組織の展開が重要であるが、「しっかりと身に付けさせる」ことを目標と考えた際、その実現に向けた取組は、資料7pの「目標達成のための組織づくり」のどこに書き込まれているのか。
事務局	資料7pの組織体制の上位に位置する全教員が参加する場で、共通理解を図り、全教員が同じように指導していくことを目指す。
委員	目標達成のための組織づくりであるならば、そのことは明記しておくべき。一番重要なことである。

	<p>一番大事なことは、地域を愛するとか、誇りを持つような子どもを育てていくことが基本であり、正式な学問として歴史を学んだり、体験したりして育てていくことが、全体を通じて認識されていないとならない。これは本県教育全般に言えること、是非とも全体の中で取り入れてもらいたい。</p>
事務局	資料 9p の下段に記載している「高知イズム」の科目は、どのコースからも選択できる。これなどは委員の指摘内容に関連すると思う。
教育長	さきの委員の指摘（「基本的な生活習慣や礼儀作法をしっかりと身に付けさせる」ことの実現に向けた取組をどのような場で行うか、資料 7p に明記すべき。）について、どの場で取組の進み具合を確認するのか分かるよう組織体制の図に書いておくとよい。
委員	厳しい課題を抱える中で 4 つのコース、もっとシンプルにした方がよいのではないか。生徒に難しく受け止められないだろうか。
事務局	現在の 5 学科から、今回単位制にすることで、4 つのコースになるが一つのクラスとしてまとまる。2、3 年生において単位制の特色である科目選択ができるように設定している。
委員	<p>今回、議決するのは学科再編に関する規則改正だが、重要なのは資料 6p 以降に記載している目標や達成のための組織づくりの部分。そこを具体的な推進していく力はどこにあるのか。</p> <p>また、目標に向けた取組は、学科改編を待たずして今いる生徒からでもできるもの。</p>
事務局	取り組めるものは平成 23 年 4 月 1 日から取り組む。走りながらやっていきたい。（規則を施行する）平成 24 年度から出発するものではない。
委員	具体的に教育委員会から学校にはどのように働きかけるのか。
事務局	本日議決をいただければ、平成 23 年度からどうやっていくのか、走りながら学校と協議していきたい。
委員長	外部との連携を重視することは非常に重要。地域の力を借りて、伊野商業を応援するような体制をつくるのが大事だと思う。
事務局	「開かれた学校づくり推進委員会」の活性化などの方向で、学校と協議したい。
委員	単位制となるにあたって、どのように生徒に単位を取得させるかは大事だと思うが、1 年生の段階における必修と選択の割合はどれぐらいか。
事務局	1 年生でほぼ全て必修である。
委員長	伊野商業の現状から、学校にも何とかせねばならないとの思いがあると思うが、この案は学校とも十分協議されているか。
事務局	（案作成まで）1 年間延長した経緯もあり、本日案を示す段階まで、学校長が校内に下ろして意思疎通はできていると思う。
委員長	子どもを育てる上で必要なのは将来に対する意欲づけ。自然に挨拶

事務局 委員長 事務局	<p>ができるよう前向きな気持ちを生じさせることが大事。教科指導の面でも進路保障のためには基礎基本が大事。</p> <p>そういった部分も活性化していきたい。柱となるのはキャリア教育。キャリア教育で難しいのは校内の足並みを揃えること。</p> <p>全体を通したキャリア教育のシラバスをきっちり作り、それを基に意識合わせしていくようにしたい。</p>
委員長	商業高校に入ったからといって、必ずしも皆がその分野に進むとは限らないが、他分野に進んだとしても決してマイナスとはならない。将来の自分探しへの意欲づけをきめ細かくやってもらいたい。
事務局	生徒が将来を考える際、選択肢の幅を広げられるよう基礎基本の力を身につけさせたい。併せて様々な体験を積み上げてもらう、そういう3年間にしたい。
委員長 事務局	伊野商業の卒業生の進路状況はどうか。
委員長	普通科の生徒と同じような就職先が多い。後、専門学校に進学する生徒も多い。
事務局 委員長 事務局	県内の企業で商業を活かせるところは少ないと思う。進路はバラエティにとんでいるのではないか。
委員長	就職が3割、残りが大学や専門学校である。
委員 事務局 委員	それは進路を考え始める時期からか。
委員 事務局 委員	最初は就職希望が多いが、今の厳しい就職状況から徐々に専門学校にシフトしていく。
委員 事務局 委員	奨学金制度もあり、一生懸命努力することで（大学進学へ）気持ちを持っていく方法もある。学力の高低はあるかもしれないが、前向きになる生徒をつくっていくことが大事。いくら改編しても、そこをわきまえないとならない。教育委員会のバックアップが必要。
委員 事務局 委員	今回の学科改編は、今後入学する生徒たちにどう説明するのか。
委員 事務局 委員	4月に入れば、中学3年生対象に学校説明会を行う予定。
委員 事務局 委員	コースと科は、どう違うのか。コースに「科」までのしぼりがなければ、もし、科目編成が不十分な生徒がいたとしても、「科」の中で融通できるのであればよい。
委員 事務局 委員	コースが分かれば、教員も分かれるのか。
委員 事務局 委員	分かれていく。
委員 事務局 委員	コースに定員はないのか。
委員 事務局 委員	ない。
委員 事務局 委員	各コースの教員間で（生徒を集めるよう工夫するなど）競争原理のようなものが働く仕組みになっているか。
委員 事務局 委員	そういう部分もあると思う。
委員 事務局 委員	（自分が所属するコースを）希望する生徒が少なくなればプレッシャーを感じざるをえなくなるようなシステムになるのか。
委員 事務局 委員	そうなると思う。

委員長	具体的にきちんと実践できるかどうかにかかっている。制度を変えることに一生懸命になって、中身が良くならないということにならないように。
委員 委員長	そこは今回改正する規則にはない部分。議決の対象ではない部分。その具体的な実践の部分が分からない。事務局は適宜、進捗を教育委員会に報告してもらいたい。
各委員	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
小島委員長	全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
議案（高等学校課）】

○高等学校課長説明

○質疑

委員 事務局	今回通学支援奨学金を貸与できるようになる生徒は何人ぐらいか。全学年で50名ほど。3年生は10数名で、これで予算上は見積もっている。
委員 事務局	遠距離通学をする生徒の交通手段は何か。
委員長 事務局	バス又はバイクとなる。バイクは1年生の途中から可能となる。
委員長 事務局	貸与される奨学金はどんな額か。
委員長	公共交通機関の料金が基準となる。
各委員	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
委員長	全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 新図書館基本構想の策定に関する議案（生涯学習課）】

○生涯学習課企画監説明

○質疑

委員長	19p「2運営のあり方」に記載している「両図書館の連携を強化するための調整機関」の具体は決まっているか。
教育長	まだこれからである。
委員長	19p「3点字図書館・科学館（仮称）との連携」に記載している「合同会議等」とはどんなものか。
教育長	複合施設各館の関係者が集まって行う会議となる。
委員長	20p「(1) 直営の堅持」に関連して、直営でない図書館は全国にど

教育長	れぐらいあるか。 全国的には、特に市町村立においては、指定管理者の傾向が強い。県立図書館で、指定管理者の形態で運営しているところは岩手県のみ。本県は、政策的に図書館を運営していく観点から、当初より直営は堅持すべきとの方向性であった。
委員長	検討委員会でも議論があったが、県市が上手く協調できるかどうか課題である。
教育長	そこが最大にして唯一の課題だと考えている。
委員長	そこでゴタゴタしていれば県民の批判を招くこととなる。また、「災害に強い」図書館とはどんなものか。
教育長	ひとつは耐震、もう一つは浸水対策を指す。今のシミュレーションでは最大 0.5~1m 浸水の可能性がある。新図書館は、避難場所として使われなければならないと思う。なお、今のところ免震設備の整備を考えている。
委員	資料保存機能の観点から、温度管理も必要だと思うが、自家発電設備は必要ではないか。
教育長	部分的には必要となる。この点の他、今後専門家と協議しながら詰めていく部分はたくさんある。
委員	検討委員会でも十分議論され、教育委員会においてもこれまで中間報告時点など何度か説明を受けてきたので分かっているが、今回 29p の「おわりに」で、図書館振興計画の必要性が記されている。 これについて、今後どういう検討をしていくのかをまとめたものは要らないだろうか。
教育長	県下全域の振興（を記した計画）となるが、県立図書館が支援することについてはこの基本構想に書き込んでいる。従って、どちらかといえば市町村立図書館の充実を促すものにならざるをえない。 市町村が前を向いて取り組んでいけるような「しかけ」が入った計画になるのではとのイメージを持っている。
委員	公立図書館が「ない」ところへの方策、「ある」ところへの（地域の図書館は）かくあるべきという方向性、これらを示すものと思う。基本構想にスケジュールがない。また、パブリックコメントで基本計画に盛り込むべき事項と位置付けたものは、整理しているのか。
事務局	現時点で、「基本計画」、「基本設計」のどちらで盛り込むかまでは区分できていないが、整理はしている。
教育長	スケジュールは、平成 23 年度に基本計画、基本設計を行い、24 年度に実施設計、25 年度前半に埋蔵文化財調査、校舎取壊し、中旬には建築工事発注となる。
委員長	基本計画にはきちんとしたスケジュールが入るか。
事務局	入れていく。
教育長	県議会からは、基本計画を策定した段階での報告・説明を求められ

事務局	ている。一方、市議会からは、基本構想の説明を求められていると聞いている。これからのタイムスケジュールもタイトなものとなる。検討委員会の基本構想に添付されていた「新図書館基本構想検討委員会設置要綱」が抜かっていたので追加する。
教育長	教育委員の皆さんに承知いただきたいことがある。 県議会閉会日の翌日、新聞に記者座談会が掲載されていた。そこで、私が、「中間報告書を最終報告書と考えてよい」と「強弁」したとのくんだり、また、「予算の伴わない行革プランを前例に挙げた」ことは「詭弁」であるとのくんだりがある。 私は、前段については「最終報告書」ではなく「最終報告書案」と言っており、後段については、私は行革プランのことは言っておらず、産業振興計画や歴史民俗資料館のことを指して言ったものである。各委員にはご承知おきいただきたい。
委員	場所の問題は、今日のこの場で決定することになるのか。
教育長	そういうことになる。
委員長	検討委員会から案をいただいたということになる。 本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【第6号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（生涯学習課）】

【第7号 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（生涯学習課）】

【第8号 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（生涯学習課）】

【第9号 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（生涯学習課）】

【第10号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（スポーツ健康教育課）】

【第11号 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（スポーツ健康教育課）】

○関連する議案のため、スポーツ健康教育課長が一括して説明

○質疑

教育長	改正の趣旨としては、暴力団排除条例の施行に伴うものと、文言の統一など整理を行うものの2種類ある。いずれも裁量の入る余地はないもの。
委員	暴力団排除条例の施行に伴って、何が変わることになるのか。

教育長	第8条に規定する「県立施設の暴力団の利用制限」が主な変更点となる。
委員長	(改正箇所の説明が不十分だったことに関連して)事務局はこんな形の説明しかできないようでは困るので注意してほしい。 本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1～11号

原案のとおり議決